

別 記

第1号様式（第6条関係）

（表）

申請日

年 月 日

大学生等通学費助成金交付申請書兼請求書

南房総市長 宛

住所
申請者
氏名

印

南房総市大学生等通学費助成金交付要綱第6条の規定により、裏面の誓約及び同意事項に同意の上、次のとおり助成金の交付を申請します。また、交付決定後は、当該交付決定に係る額の助成金の支払を請求します。

1 助成対象者（大学生等）

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		電話番号	
住所 (住民登録地)	〒		
学校名		学年	

2 代理人（父母等）

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		電話番号	
住所	〒	助成対象者との続柄	父・母 その他（ ）

※助成対象者との続柄については該当するものに○をし、その他の場合は（ ）内に記入してください。

3 通学定期券の内容

種別（いずれかに○）	通学定期券の有効期間	通学定期券の額	発行事業者
鉄道・路線バス 高速バス・フェリー	年 月 日から 年 月 日まで	円	
鉄道・路線バス 高速バス・フェリー	年 月 日から 年 月 日まで	円	
鉄道・路線バス 高速バス・フェリー	年 月 日から 年 月 日まで	円	
鉄道・路線バス 高速バス・フェリー	年 月 日から 年 月 日まで	円	
鉄道・路線バス 高速バス・フェリー	年 月 日から 年 月 日まで	円	
鉄道・路線バス 高速バス・フェリー	年 月 日から 年 月 日まで	円	

4 交付申請額（請求額）

円

必ず裏面も御確認ください

(裏)

5 振込先口座

※振込先口座は、助成対象者本人名義（代理受給の場合は、「2 代理人」に記載の代理人名義）の口座に限ります。

※代理受給の場合は、「7 代理申請・受給を行う場合」欄への記入が必要です。

※ゆうちょ銀行を選択される場合は、通帳の見開き下部に記載の店名・店番・預金種目・口座番号と口座名義を御記入ください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名		分類	口座番号 (右詰でお書きください)				フリガナ 口座名義
				1 普通					
金融機関 コード			支店 コード	2 当座					

ゆうちょ銀行		店名		預金種目	口座番号 (右詰でお書きください)				フリガナ 口座名義	
				1 普通						
金融機関 コード	9	9	0	0	店番 (3桁)					2 当座

6 添付書類【助成対象者（大学生等）本人が申請・受給する場合】

助成対象者（大学生等）が申請及び受給する場合は、次の書類を添付の上、申請してください。（代理申請・代理受給の場合は、「7 代理申請・受給を行う場合」を御確認ください。）

- (1) 通学定期券の写し（購入日、区間、金額及び有効期間が確認できるもの）
- (2) 助成対象者（大学生等）の在学証明書
- (3) 助成対象者（大学生等）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等）の写し
- (4) 助成金の振込先が確認できる助成対象者（大学生等）本人名義の通帳又はキャッシュカード等の写し

7 代理申請・代理受給を行う場合【代理人が申請・受給する場合】

委任事項							
表面の「2 代理人」に記載の者を代理人と認め、南房総市大学生等通学費助成金の							
<table border="0"><tr><td rowspan="3">}</td><td>申請・請求</td><td rowspan="3">を委任します。</td><td rowspan="3">(大学生等本人)</td></tr><tr><td>受給</td></tr><tr><td>申請・請求及び受給</td></tr></table>	}	申請・請求	を委任します。	(大学生等本人)	受給	申請・請求及び受給	助成対象者氏名 ㊟
}		申請・請求			を委任します。	(大学生等本人)	
		受給					
	申請・請求及び受給						
※助成対象者氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。							

※代理人が申請・受給する場合は次の書類を添付してください。

- (1) 通学定期券の写し（購入日、区間、金額及び有効期間が確認できるもの）
- (2) 助成対象者（大学生等）の在学証明書
- (3) 助成対象者（大学生等）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等）の写し
- (4) 助成対象者（大学生等）本人名義の通帳又はキャッシュカード等の写し（代理人を受給する場合は不要）
- (5) 代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、学生証、パスポート等）の写し
- (6) 戸籍謄本等、助成対象者と代理人の代理関係が分かるもの
- (7) 代理人を受給する場合は、助成金の振込先が確認できる代理人名義の通帳又はキャッシュカード等の写し

8 誓約及び同意事項

<ol style="list-style-type: none">(1) 受給資格の確認にあたり、市が助成対象者、代理人等に係る公簿等その他必要な確認を行うことに同意します。(2) 公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。(3) この申請書は、市において交付決定をした後は、助成金の請求書として取り扱います。(4) 市が交付決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、申請期限までに市が申請者・受給者又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。(5) 助成金の交付後、助成金の支給要件に該当しないことが判明した場合や偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合は、助成金を返還します。

○ 助成金支給額 助成対象期間にかかる通学費の1/2（千円未満切り捨て）

※ 上記大学等は、学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、専修学校（専門課程に限る。）、高等専門学校（第4学年以上及び専攻科に限る。）及び高等学校（専攻科に限る。）並びに独立行政法人等が設置する大学校となります。

※ 申請期限は、令和8年3月15日までとなります。（郵送による場合は申請期限日までの消印有効）